

令和4年7月北名古屋市教育委員会議事録

招集年月日	令和4年7月6日(水)
招集場所	北名古屋市役所東庁舎 3階 政策審議室
開 会	令和4年7月13日(水) 午前9時30分
応招委員 (出席委員)	教育長 吉田 文明 委員(教育長職務代理者) 池山 健次 委員 鈴野 範子 委員 岡島 秀隆 委員 山田 聡子 委員 寺川 理絵
不応招委員 (欠席委員)	
説明のため 会議に出席 した者の 職 氏 名	教育部長 鳥居 竜也、教育部参事 鹿島 直樹、教育部次長兼学校教育課長 安井 政義、 教育改革専門員 松村 光洋、給食センター長 佐々 真一、生涯学習課長 田中 里砂、 スポーツ課長補佐 北村 智徳、学校教育課長補佐 川口 照恵、 学校教育課主事 西原 桃子
提出議案	議案第12号 令和5年度使用小・中学校教科用図書の採択について 議案第13号 学校給食費の改定に係る諮問について 議案第14号 北名古屋市社会教育委員の委嘱について 議案第15号 北名古屋市図書館協議会委員の任命について 議案第16号 北名古屋市文化財保護審議会委員の委嘱について 議案第17号 新川東部浄化センターサッカー広場の設置及び管理に関する 条例施行規則の制定について 議案第18号 北名古屋市親水運動広場の設置及び管理に関する条例施行規 則の制定について 議案第19号 北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則等の 一部改正について
閉 会	令和4年7月13日(水) 午前11時
議事日程	別紙のとおり
議 事 録 署名委員	

議事録作成者.....

< 午前9時30分 開会 >

教育長（吉田文明）

ただいまの出席者数は6名で、定足数に達しております。よって会議は成立いたします。
ただいまから、令和4年7月北名古屋市教育委員会を開会します。
日程第1、前議事録の承認を議題とします。
お諮りします。令和4年5月18日の議事録を承認することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、前議事録は事務局原案のとおり承認することに決定いたしました。各委員はご署名をお願いします。

（教育長、各委員が前議事録に署名）

教育長（吉田文明）

日程第2、議事に移ります。
議案第12号、令和5年度使用小・中学校教科用図書の採択について、を議題にするに当たって、委員の皆様にお諮りします。
資料2の令和4年3月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知の「教科書採択における公正確保の徹底等について」の1の(3)の5・6ページにおいて、「教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断する」とあります。これに基づき、只今から行う採択のための会議を公開・非公開とすることについて審議いたします。ご意見をお願いします。

（池山委員、挙手）

教育長（吉田文明）

池山委員、お願いします。

教育委員（池山健次）

資料2の「教科書採択における公正確保の徹底等について」の10ページの(5)において、「採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすこと」とし、積極的公表を求めています。本市においては、例年、本日の採択に関する審議の議事録を始め、採択関係文書を採択事務が終了した9月1日以降に公表していることから、静ひつな環境を確保するため、非公開とするのが適切であると思います。

教育長（吉田文明）

他にご意見はございませんか。

(しばらく間)

教育長（吉田文明）

それでは、お諮りいたします。この後行います採択に関する審議を非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員、挙手)

教育長（吉田文明）

全員賛成です。

よって、この後行います採択に関する審議を非公開とすることに決しました。これより非公開とします。

教育長（吉田文明）

議案第12号、令和5年度使用小・中学校教科用図書の採択について、を議題とします。事務局、説明してください。

教育部参事（鹿島直樹）

それでは、ただいま議題となりました議案第12号、令和5年度使用小・中学校教科用図書の採択につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。議案第12号、令和5年度使用小・中学校教科用図書の採択について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号に基づき、別紙のとおり採択するものとする。提案理由、この案を提出するのは、小・中学校において使用する教科書について、適正かつ公正な採択を確保するため必要があるからであります。それでは、その内容について説明させていただきます。始めに、教科用図書の採択に係る全体概要を説明します。資料1の「愛知県令和5年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準」をご覧ください。これは、愛知県教育委員会が示す教科用図書の採択基準ですが、基本的な方針として、1に示されたとおり「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施することとなっています。また、4・5・6に示されたように、採択地区協議会を設けて慎重かつ公正に、綿密な調査研究に基づき、種目ごとに一種選定することとなっています。次に、「採択にあたって準拠すべき事項」として、1、2に示されたように、令和5年度使用小・中学校教科用図書について、市町村教育委員会は、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択することとなっております。これは「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の第14条において、「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする」、また同施行令第15条において、「種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする」とあるためです。3以下については、特別支援学校、県立、私立学校に関することですので省略します。以上のことを踏まえ、別紙の教科用図書の採択案一覧をご覧ください。上段が小学校、下段が中学校となります。ご覧のように、小学校、中学校ともに全種目選定替えはなく、引き続き同じものを採択することになります。以上で説

明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長（吉田文明）

それでは、お諮りいたします。令和5年度使用小・中学校教科用図書について別紙案のとおり採択してよろしいか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、令和5年度使用小学校教科用図書について全員一致をもって採択しました。

以上で議案第12号及び関連事項の審議を終わります。

この後行います審議については、公開とします。

議案第13号、学校給食費の改定に係る諮問について、を議題とします。事務局、説明してください。

給食センター長（佐々真一）

議案第13号、学校給食費の改定に係る諮問についてご説明申し上げます。学校給食費の改定に係る諮問については、別添のとおりとする。提案理由、この案を提出するのは、学校給食費の改定について、教育委員会として北名古屋市給食センター運営委員会に諮問する必要があるからでございます。1枚おめくりいただき、学校給食費の改定に係る諮問についてをご覧ください。本市の学校給食は小学校10校及び中学校6校が完全給食で運営しています。実施運営にあたっての経費は、学校給食法の定める施設整備費、施設修繕費、人件費等に関する経費は市が負担し、食材料費は学校給食費として保護者が負担しています。学校給食費については、平成27年度に改定した小学校240円、中学校285円を据え置きながら、献立や食材の工夫を行い、栄養バランスに配慮した給食の提供に努めていますが、物価の高騰等により食材料費が上昇しており、安全・安心で栄養バランスのとれた給食の提供が困難な状況になっています。つきましては、本市の将来を担う児童生徒に対し、できる限り品質の良いものを厳選して使用するとともに栄養量の向上を図り、給食内容を充実するため、学校給食費の改定についてを、北名古屋市給食センター運営委員会委員長に対し、諮問をするものです。1枚おめくりいただき、学校給食費の改定（案）をご覧ください。本市における学校給食費の改定は、合併以降3度行っております。食材料費に係る現状でございますが、前回学校給食の改定を行った平成27年度と令和4年度の主食及び牛乳の価格を比較しましたところ、品目すべてにおいて上昇しております。その結果、一番下の表にありますように、おかずや汁物等に使用できる副食費が小学校は7円、中学校は7.32円減少しております。裏面をご覧ください。このような現状を踏まえ、平成27年度からの物価上昇分及び今後の物価上昇分を鑑みて改定案として、小学校は、266.45円、中学校は、316.54円を算出しました。次に参考資料1をご覧ください。食料と肉類等副食の主な調理材料5品について、2020年基準の消費者物価指数を表にしたものです。次に参考資料2をご覧ください。令和4年度の愛知県内市町村の学校給食費の状況でございます。丸で囲みました数値が、本市の現在の学校給食費でございます。最後に参考資料3をご覧ください。令和4年度の国及び愛知県の動向、本市の取組でございます。

国及び愛知県より、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校給食における保護者負担の軽減に向けた取組を進めるよう通知がありました。本市においては、物価高騰による食材費の上昇分に対する支援を行い、学校給食の質及び量を維持しつつ保護者の負担軽減を図るための事業として、臨時議会に補正予算額、51,534千円を提案いたします。以上、議案第13号の説明となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長（吉田文明）

資料2、県内市町村の学校給食費の状況のグラフで使われている数字は、自治体独自で行われている公費負担分を差し引いた後の数字ですか。それとも、差し引く前の数字ですか。

教育部次長兼学校教育課長（安井政義）

差し引く前の数字で集計しています。

教育長（吉田文明）

本市の改定案の額は、県内の市町村の中でもトップグループに位置することになりますが、7年前の改定時においてもそうであったように、他市町村の給食費も徐々に追いついてくると予想しております。物価上昇に歯止めが利かない状況であること、毎年の給食費値上げは難しいということを踏まえまして、今回の価格設定は妥当であると考えます。

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

（池山委員、挙手）

教育長（吉田文明）

池山委員、お願いします。

教育委員（池山健次）

物価高騰による食材費の上昇分に対する支援を行い、学校給食の質及び量を維持しつつ保護者の負担軽減を図るための事業として、臨時議会に補正予算額、51,534千円を提案するとありますが、これは給食費の改定による値上げ分を市が負担するという意味ですか。

教育部長（鳥居竜也）

令和4年度は給食費の改定を行わず、給食の質及び量を維持するための支援策としての補正予算を7月の臨時議会に提案します。来年度以降も交付金が継続されれば話は変わりますが、給食費の改定は令和5年度以降の予定です。

（鈴野委員、挙手）

教育長（吉田文明）

鈴野委員、お願いします。

教育委員（鈴木範子）

材料費が高騰している中での給食費値上げは致し方ないと思います。また、改定のタイミングとしても問題ないと思いますが、給食に係る経費のうち、施設整備費・修繕費・人件費等については市が負担し、食材料費のみ保護者が負担しているということをもっと周知した方が、保護者の納得を得やすいのではないかと思います。

教育部次長兼学校教育課長（安井政義）

市議会からも、令和4年度は給食費の改定を行わず交付金を活用して給食の質と量を維持するための支援を行うことについて、広報等で周知が必要であるとの指摘を受けました。ついては、給食に係る経費がどのくらいかかっているか、それが物価高騰によりどのくらい上昇しているか、どのくらい保護者に負担していただく必要があるのかということ、伝わりやすい資料にまとめて保護者に配布し理解を求めたいと考えております。

教育長（吉田文明）

その他、ご質問等ございませんか。

（しばらく間）

教育長（吉田文明）

それでは、お諮りいたします。議案第13号について、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第13号、学校給食費の改定に係る諮問については承認されました。

続きまして、議案第14号、北名古屋市社会教育委員の委嘱について、を議題とします。事務局、説明してください。

生涯学習課長（田中里砂）

議案第14号、北名古屋市社会教育委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。任期満了を迎え、大野義純委員長が退任の意向を示され、このたび委員委嘱をお願いするのは、9名の皆様です。新たに依頼する方は3名で、学校教育及び社会教育の関係者として、平松貴美子さんはNPO法人の代表で、水野泰臣さんはスポーツ推進委員会委員長です。そして家庭教育の向上に資する活動を行う者として、田口さおりさんは一般社団法人代表理事です。提案理由は、北名古屋市社会教育委員設置条例第3条第2項の規定により、社会教育委員を委嘱する必要があるからでございます。任期は、令和4年8月1日から令和6年7月31日までとなります。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

教育長（吉田文明）

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

(しばらく間)

教育長（吉田文明）

それでは、お諮りいたします。議案第14号について、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第14号、北名古屋市社会教育委員の委嘱については承認されました。

続きまして、議案第15号、北名古屋市図書館協議会委員の任命について、を議題とします。事務局、説明してください。

生涯学習課長（田中里砂）

議案第15号、北名古屋市図書館協議会委員の任命について、ご説明いたします。任期満了を迎え、8名の方を任命いたします。新たに依頼する方は、学校教育及び社会教育の関係者として、小島廣子さんはおはなしグループこきゅぽっとの会長です。提案理由は、北名古屋市図書館の設置及び管理に関する条例第4条第2項の規定により、図書館協議会委員を任命する必要があるからでございます。任期は、令和4年9月1日から令和6年8月31日までとなります。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

教育長（吉田文明）

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

(しばらく間)

教育長（吉田文明）

それでは、お諮りいたします。議案第15号について、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第15号、北名古屋市図書館協議会委員の任命については承認されました。

続きまして、議案第16号、北名古屋市文化財保護審議会委員の委嘱について、を議題とします。事務局、説明してください。

生涯学習課長（田中里砂）

議案第16号、北名古屋市文化財保護審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。任期満了に伴い、これまでの6名に2名の方を加え8名の方に委員をお願いいたします。新たに依頼する方は、松村淳子さん、海老澤英典さんです。松村さんは名古屋芸術大学芸術学部で、海

老澤さんは名古屋大谷高校で教壇に上られています。提案理由は、北名古屋市文化財保護条例第16条の規定により、文化財保護審議会委員を委嘱する必要があるからでございます。任期は、令和4年8月1日から令和6年7月31日までとなります。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長（吉田文明）

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

（しばらく間）

教育長（吉田文明）

それでは、お諮りいたします。議案第16号について、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第16号、北名古屋市文化財保護審議会委員の委嘱については承認されました。

続きまして、議案第17号、新川東部浄化センターサッカー広場の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について、を議題とします。事務局、説明してください。

スポーツ課長補佐（北村智徳）

議案第17号、新川東部浄化センターサッカー広場の設置及び管理に関する条例施行規則の制定につきましてご説明します。新川東部浄化センターサッカー広場の設置及び管理に関する条例施行規則を別紙のとおり定めるものとする。提案理由、この案を提出するのは、北名古屋市に新川東部浄化センターサッカー広場を新設することに伴い、本規則を定める必要があるからでございます。同施設は、新川東部浄化センターの貯留地として、そして貯留地を有効活用するためにサッカー広場として愛知県が建設し、本市が管理してまいりました。これまで、主に子ども等で構成される五つのサッカーチームがチームの責任において任意に利用しておりました。今後、同施設の設置・管理を明確にし、また社会体育施設として、特定のチームの任意利用ではなく、より多くの市民に安全に利用していただくために、参考資料1にあります、同施設の設置及び管理に関する条例を6月議会に上程し、可決され、9月1日より施行されることとなりました。同条例の施行により、市教委育委員会において開場時間・休場日・利用・遵守事項などを記した規則を制定する必要があるため、本規則を制定することとなります。以上、簡単ではありますが、議案第17号の説明となります。ご審議賜りますようお願いいたします。

教育長（吉田文明）

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

（岡島委員、挙手）

教育長（吉田文明）

岡島委員、お願いします。

教育委員（岡島秀隆）

団体のみの利用となりますか。

スポーツ課長補佐（北村智徳）

利用に際しては、10人以上の団体登録申請が必要となります。

（鈴野委員、挙手）

教育長（吉田文明）

鈴野委員、お願いします。

教育委員（鈴野範子）

出入りは自由にできますか。

教育部長（鳥居竜也）

サッカー広場自体は金網で囲われており、基本的に施錠されていますが、それ以外の広場については、一般の方でも自由に出入りできるようになっています。

教育長（吉田文明）

その他、ご質問等ございませんか。

（しばらく間）

教育長（吉田文明）

それでは、お諮りいたします。議案第17号について、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第17号、新川東部浄化センターサッカー広場の設置及び管理に関する条例施行規則の制定については承認されました。

続きまして、議案第18号、親水運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について、を議題とします。事務局、説明してください。

スポーツ課長補佐（北村智徳）

議案第18号、北名古屋市親水運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の制定につきましてご説明します。北名古屋市親水運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則を別紙のとおり定めるものとする。提案理由、この案を提出するのは、北名古屋市に親水運動広場を新

設することに伴い、本規則を定める必要があるからでございます。同施設は、愛知県の下水道関連施設の建設予定地として、南側半分が愛知県、北側半分が市の所有となっております。施設が建設されるまでの間、建設予定地を有効活用するため、これまで、市内野球団体が任意に利用し、管理は市で行ってまいりました。同施設は、設置から年数が経過しており、防球ネットについては、一部、安全に施設利用する上で撤去する必要があるため、また施設を囲うフェンスについては修繕の必要があるため、市において、同施設の設置・管理を明確にする必要があるため、また社会体育施設として、特定のチームの任意利用ではなく、より多くの市民に安全に利用していただくために、参考資料2にあります、同施設の設置及び管理に関する条例を6月議会に上程し、可決され、9月1日より施行されることとなりました。同条例の施行につきましても、市教委育委員会において開場時間・休場日・利用・遵守事項などを記した規則を制定する必要があるため、本規則を制定することとなります。以上、簡単ではありますが議案第18号の説明となります。ご審議賜りますようお願いいたします。

教育長（吉田文明）

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

（岡島委員、挙手）

教育長（吉田文明）

岡島委員、お願いします。

教育委員（岡島秀隆）

夜間照明設備は付いていますか。

スポーツ課長補佐（北村智徳）

親水運動広場には付いていませんが、新川東部浄化センターサッカー広場には付いています。そのため、両施設は利用できる時間に差があります。

教育部長（鳥居竜也）

親水運動広場は、旧西春町民グラウンドのことです。合併により、グラウンドは一度廃止となりましたが、新川東部浄化センターがグラウンドの敷地まで拡張されるという県の計画が出た際に、市民と県との話し合いで、建設されるまでは、グラウンドとして使用してもよいという結論に至りました。ところが、グラウンドの裏手にある雇用促進住宅の敷地内に、野球のホームランボールが入ってくるという苦情が入るようになったり、又貸しが問題になったりしていたので、市として管理が徹底できるように法整備をしました。

教育長（吉田文明）

その他、ご質問等ございませんか。

（しばらく間）

教育長（吉田文明）

それでは、お諮りいたします。議案第18号について、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第18号、親水運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の制定については承認されました。

続きまして、議案第19号、北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部改正について、を議題とします。事務局、説明してください。

スポーツ課長補佐（北村智徳）

議案第19号、北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部改正について説明します。北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。提案理由、この案を提出するのは、新川東部浄化センターサッカー広場及び北名古屋市親水運動広場を設置するため、本規則の一部を改める必要があるからでございます。議案第17号の新川東部浄化センターサッカー広場の設置及び管理に関する条例施行規則の制定及び議案第18号の北名古屋市親水運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の制定により、北名古屋市体育館・北名古屋市ソフトボール球場・北名古屋市運動広場等、北名古屋市総合運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の使用手続きを一部改める必要があるためです。改正内容につきましては、新旧対象表をご覧ください。各条例施行規則等の使用手続きに新川東部浄化センターサッカー広場と北名古屋市親水運動広場を加える内容となります。以上、簡単ではありますが議案第19号の説明となります。ご審議賜りますようお願いいたします。

教育長（吉田文明）

こちらの条例施行規則は、表題が「北名古屋市体育館」とありますが、北名古屋市の体育施設全般について定めたものであり、今回新たに2つの施設が追加されたことで、改正する必要があるということです。

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

（しばらく間）

教育長（吉田文明）

それでは、お諮りいたします。議案第19号について、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第19号、北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部改正については承認されました。

以上で議事を終了します。

教育長（吉田文明）

日程第3、教育長報告に移ります。

(1)会議・行事等報告ですが、別紙をご覧ください。

6月29日に行われました、市ふるさとマラソン実行委員会について、事務局、補足説明してください。

教育部長（鳥居竜也）

コロナによって2年間中止となっていた、ふるさとマラソンの今後の在り方について話し合っている中で、「RUNフェスタ」という新しいイベントを考えています。開催時期については、毎年12月に開催されていた愛知駅伝が、ジブリパークの影響で1月に移動することとなり、同時期の開催は避けた方が良いということで来年3月を予定しています。3人1組で1km前後の区間をリレーでつないでいくリレーマラソンをメイン競技とし、リレー形式にすることで、コロナ禍で希薄になっていた、人との交流やチームで目的を達成する喜びを呼び覚ますきっかけになればと考えています。また「RUNフェスタ」の名のとおり、飲食ブースや企業ブースなどお祭りのような要素も取り入れていく予定です。「する・見る・支える」をコンセプトに、リレーで走る方以外にも、ゲストランナーによるステージイベントを見る方がいたり、企業がキッチンカーを出店したりと、いろんな方がいろんな楽しみ方をできる新しいイベントの形を、実行委員会で検討している状況でございます。詳細につきましては、また改めて報告させていただきます。

教育長（吉田文明）

只今の報告について、何かご質問等はございませんか。

（しばらく間）

教育長（吉田文明）

続きまして、(2)所管事項報告に移ります。「スポーツであーそぼ」について、事務局説明してください。

スポーツ課長補佐（北村智徳）

資料3をご覧ください。概要は、日頃スポーツに興味のない方に体を動かすことの楽しさを知っていただけるように、誰でも気軽に参加できて、遊び感覚で運動を楽しめる「スポーツであーそぼ」を、北名古屋市民体育祭に代わるスポーツイベントとして実施します。天候に左右されにくく、会場設営が比較的安価で容易な屋内施設を会場とし、イベントにストーリー性を持たせて、ゲーム感覚で楽しみながら様々な運動遊びを体験できる、新たなスポーツイベントを展開します。開催予定日時は令和4年10月9日の午前9時から正午まで、場所は総合体育館全館です。対象は主に5歳以上の子どもと保護者で、定員は200人です。募集方法は広報北名古屋の令和4年9月号に募集記事を掲載します。主催は、スポーツであーそぼ実行委員会と北名古屋市で、委員はスポーツ推進委員会、スポーツ協会、レクリエーション協会、ふれあ

いスポーツクラブのメンバーにより構成されています。説明は以上となります。

教育長（吉田文明）

今までの市民体育祭を廃止し、幼児期をターゲットにした新しいスポーツイベントが始まります。幼児期をターゲットにした理由を説明してください。

教育部長（鳥居竜也）

昔であれば近くに空き地があり、鬼ごっこやかくれんぼをして遊ぶ機会がたくさんありましたが、今の子どもたちはそういった機会が少なくなっています。遊びを通して体を動かす楽しさを知ってもらいたいと考え、幼児期をターゲットにしました。また、競技性よりも遊戯性を高め、敷居を低くすることで、障害のある方でも気軽に参加できるようなバリアフリーなイベントを目指しています。コロナの感染リスクを鑑み、200名と少ない定員ですが、今後状況を見ながら、規模を拡大していきたいと考えています。

教育長（吉田文明）

幼児期の遊びと、体力テストの結果には因果関係があることが指摘されており、幼児期の遊びが足りないために、運動能力の基礎が未発達な子どもが多くなっているといわれています。そのような面においても、このイベントは、市民体育祭に匹敵するくらい意義のあるものと位置づけております。

只今の報告について、何かご質問等はございませんか。

（鈴野委員、挙手）

教育長（吉田文明）

鈴野委員、お願いします。

教育委員（鈴野範子）

200人という定員は、付き添いの保護者を含めての数字ですか。

スポーツ課長補佐（北村智徳）

はい、そのとおりです。

（池山委員、挙手）

教育長（吉田文明）

池山委員、お願いします。

教育委員（池山健次）

年齢制限の上限は設けないのですか。

スポーツ課長補佐（北村智徳）

上限は設けないのですが、内容的に中学生以上はあまり興味を持たないのではないかと予想しています。

（山田委員、挙手）

教育長（吉田文明）

山田委員、お願いします。

教育委員（山田聡子）

3歳くらいのお子さんが参加するには難しい内容ですか。

スポーツ課長補佐（北村智徳）

実行委員の皆様には、5歳以上を対象にゲームの内容を考えていただいているので、そこに3歳のお子様に参加されるのは難しいのではと思います。

教育委員（山田聡子）

3歳くらいのお子さんを持つ家庭にとって、北名古屋周辺で、週末に子どもを連れて出かけられる場所が少ないように感じます。親が忙しいと、子どもの遊びがY o u T u b eなどの動画視聴に終始してしまいがちですが、本質的に子どもは体を動かす遊びを望んでいると思います。3歳くらいのお子さんでも参加できるようなイベントがあると良いのではないかと感じました。

（岡島委員、挙手）

教育長（吉田文明）

岡島委員、お願いします。

教育委員（岡島秀隆）

このイベントを将来に向けて発展的にとらえるとするならば、ネーミングについて少し違和感があります。「あそぼう」を、あえて「あーそぼ」としていると思いますが、「あーそぼ」の字面だけでは、発音・イントネーションがイメージしにくいように感じます。例えば、「あ〜そぼ」や「あーそぼっ！」などに変更した方が良いと思いました。

教育部長（鳥居竜也）

仰るとおりです。子どもが友達を遊びに誘うときのような、楽しげな雰囲気を表現できるように、元は「あ〜そぼ！」で計画しておりました。資料作成において、ネーミングの重要性が共有ができておらず「あーそぼ」となっていますが、今後の資料については訂正してまいります。

（寺川委員、挙手）

教育長（吉田文明）

寺川委員、お願いします。

教育委員（寺川理絵）

参加費は徴収しますか。

スポーツ課長補佐（北村智徳）

参加費は徴収しない方向で考えております。けがをした際の災害補償の保険は市で掛ける予定です。

教育長（吉田文明）

遊びに夢中になるあまり、けがをする子どもが出てくることを心配するお声も聞かれますが、その一方で、子どもたちは、けがをした経験から自らを制する力を身に付けていきます。けがをさせないことを目的にすると、その貴重な経験の場が失われてしまうので、こういったイベントにおいては、大人がその価値を共有し、規則でがんじがらめにしすぎない管理・運営方法を考えていくことが大切だと考えます。

教育委員（岡島秀隆）

名古屋芸術大学の学生に、イベントの救護ボランティアとして参加してもらえると良いと思います。

教育長（吉田文明）

本市は名古屋芸術大学と連携協定を結んでいますので、そういった取組も可能かと思えます。その他、ご質問等はございませんか。

（しばらく間）

教育長（吉田文明）

続きまして、令和4年第2回北名古屋市議会定例会について、事務局説明してください。

教育部長（鳥居竜也）

5月20日から6月27日まで29日間の日程で開催されました北名古屋市議会、第二回定例会について、ご報告申し上げます。教育部から上程しました、県施設の遊休地を活用し、広く市民に開放する「新川東部浄化センターサッカー広場」、「親水運動広場」の設置及び管理に関する条例についての議案は可決されました。次に、市長の所信及び施策方針へ関する代表質問の答弁について順次報告します。市政クラブの永津議員の「英語教育の充実について」に対しては、グローバル化が進む社会では是非とも必要なものであり、本市では児童生徒の英語力は全国トップレベルである。今後も実際のコミュニケーションを目的とした英語教育を進めていくと、答弁しました。次に、「小中一貫教育校について」に対しては、義務教育9年間を見通し、教育の質を高めることができるかどうか見極める必要があり学校現場やPTAの意見

を聞きながら考えていくと、答弁しました。「ジャンボプールの今後について」に対しては、本年8月に開始する温水プールの利用実態を把握しながら、今後のあり方を見極めていくと、答弁しました。日本共産党の渡辺議員の「子育て・教育の充実について」の質問に対しては、保護者と地域が連携し、子育てがしやすい環境を充実するとともに、子どもたちに夢と生き抜く力を育む教育を進めていくと、答弁しました。日本維新の会の小村議員の、児童虐待などに関する「子育て・教育の充実について」の質問に対しては、本市では児童虐待については、独自に家庭支援課が対応しており、相談体制の充実や関係機関の連携し子育て世代のセーフティネットを充実していくと、答弁しました。次に個人質問について順次報告いたします。立憲民主党の伊藤議員からの「小中学校の給食費無償化を検討すべきについて」に対しては、学校給食法第11条に学校給食の実施に必要な施設整備費、人件費等は学校設置者の負担とし、それ以外の経費は保護者負担と規定されており、本市では賄材料費を保護者負担としている。学校給食を無償化するには毎年4億円以上の事業費が必要であり、困難である。安心・安全で栄養バランスを提供していくために学校給食費の保護者負担を継続していくと、答弁しました。次に日本共産党の川淵議員の「教育環境の向上で体育館にエアコン設置について」の質問に対しては、熱中症対策には有効であるが、大空間での効率的な空調設備の方法や設置費用やランニングコストを検討した計画が大切である。現状では設置の予定は無いが、先進事例を研究していくと、答弁しました。ひろた議員からの「小中学校における防犯対策について」の質問に対しては、小中学校では不審者侵入時の危機管理マニュアルを備え改善を重ねており、年1回程度を目安に計画的に訓練を実施している。サスマタ等の防犯用品は各学校の裁量により必要なものを揃えていると、答弁しました。最後に、阿部議員からの「鴨田小の登下校時の安全確保について」という質問に対しては、警察や関係部署との連携を図るとともに、地域の子どもたちを地域で見守る機運を高め、多様な担い手による見守り活動を充実していくと、答弁しました。議会関連については、以上でございます。

教育長（吉田文明）

ただいまの報告について、質問等はございませんか。

（しばらく間）

教育長（吉田文明）

連絡事項について、事務局、説明してください。

学校教育課長補佐（川口照恵）

○次回の会議について

教育長（吉田文明）

以上で本日子定しておりました日程は、全て終了しました。

これもちまして、令和4年7月北名古屋市教育委員会を閉会とします。

< 午前11時 閉会 >